

# 平成22年度 北越高等学校同窓会 議 案 書

## 第1号議案 平成21年度事業報告及び決算報告の件

事業報告 資料1 参照

決算報告 同 上

## 第2号議案 平成22年度事業計画(案)及び予算(案)の件

事業計画(案) 資料2 参照

予 算(案) 同 上

## 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

## 第4号議案 その他

### 北越高等学校校歌

宮 柊 二 作詞  
小 松 清 作曲

一. 地の上に 清くうち立ち

空ぬきて 容いつくし

父なる 弥彦山

黙々と つねに見守る

この窓に われら学ばむ

北越高校 われらが母校

二. 山わけて 木々を培い

野にいでて 美稲(おしね) 養う

母なる 信濃川

ひたひたと つねに呼びかく

この岸に われら想はむ

北越高校 われらが母校

三. 雪白く かがやける街

丘越えて 海はとどろく

うぶすな 新潟市

生き生きと つねにうごけり

眉あげて われら望まむ

北越高校 われらが母校

## 第 1 号議案

- 事業報告
1. 総会の開催 平成21年9月18日 ホテルイタリア軒
  2. 機関紙『ほくえつ』の発行 第17号
  3. 在校生クラブ活動への支援
  4. 学校70周年事業への協力
  5. その他学校行事参加及び同窓会に関する事業

## 平成21年度 決算書

## 収入の部

(単位：円)

項目	当初予算	決算	差異	備 考
前年度繰越金	2,654,263	2,654,263	0	
入 会 金	2,085,000	2,082,700	2,300	予算 417名×5,000円
入会金(未収金)	237,600	236,100	1,500	
総会券販売	1,400,000	1,242,000	158,000	当日券 224,000円 予約券 1,018,000円
祝 儀	200,000	275,000	△75,000	学校 200,000円也
会議個人負担金	200,000	210,000	△10,000	役員会、常任幹事会他
広告収入	590,000	633,810	△43,810	ほくえつ17号協賛19社
預金利息	1,000	541	459	
雑 収 入	0	14,090	△14,090	サッカー募金関係立替金返戻
合 計	7,367,863	7,348,504	19,359	

## 支出の部

(単位：円)

総 会 費	1,800,000	1,856,171	△56,171	会場費 イタリア軒 1,405,356円他
部 会 費	200,000	13,792	186,208	改善委員部会
会 議 費	450,000	591,029	△141,029	役員会、常任幹事会他
印刷通信費	500,000	38,560	461,440	常任幹事任期延期依頼
機関紙発行費	450,000	454,535	△4,535	ほくえつ17号 3,000部
地域関連費	150,000	115,080	34,920	各地区総会祝儀他
クラブ支援費	400,000	247,560	152,440	全国総体激励費 215,000円他
事 務 費	120,000	58,728	61,272	封筒、コピー用紙他
メンテナンス料	60,000	52,500	7,500	同窓会名簿
雑 費	50,000	0	0	
慶 弔 費	0	0	0	
欠 損 金	7,800	0	0	
小 計	4,187,800	3,427,955	759,845	
次年度繰越金	3,180,063	3,920,549	△740,486	
合 計	7,367,863	7,348,504	19,359	

## 残高証明

新潟県信組 鳥屋野支店	普 通	1,836,120	No.174901
新潟堀の内 郵便局	普 通	706,168	No.1120-22836651
新潟堀の内 郵便局	定 額	1,339,000	上記口座セット分
新潟堀の内 郵便局	振替口座	0	広告協賛金振替口座
小 口 現 金		39,261	専従者不在対応で新設
合 計		3,920,549	

監査報告

・上記の通り相違ありません。

平成22年7月29日

監 事 大 瀧 正 ㊟

## 第2号議案

- 事業計画（案）
1. 総会の開催 平成22年9月17日 ホテルイタリア軒
  2. 機関紙『ほくえつ』の発行 第18号
  3. 在校生クラブ活動への支援
  4. 学校創立70周年式典（平成22年5月15日）の協力
  5. その他学校及び同窓会発展に関する事業

## 平成22年度 予算書(案)

## 収入の部

(単位：円)

項目	22年度予算	前年度決算	差異	備 考
前年度繰越金	3,920,549	2,654,263	1,266,286	21年度繰越金 2,573,782円
未 収 金	1,500	236,100	△234,600	
入 会 金	2,010,000	2,082,700	△72,700	卒業生402名×5,000円
総 会 収 入	1,500,000	1,242,000	258,000	
祝 儀	280,000	275,000	5,000	
会議個人負担	510,000	210,000	300,000	三役、理事、常任幹事会
広 告 収 入	550,000	633,810	△83,810	ほくえつ発行
預 金 利 息	1,000	541	459	
雑 収 入	0	14,090	△14,090	
合 計	8,773,049	7,348,504	1,424,545	

## 支出の部

(単位：円)

総 会 費	1,780,000	1,856,171	△76,171	
総務部会費	50,000	13,792	36,208	
情報部会費	100,000	0	100,000	ほくえつ印刷費除く
企画部会費	50,000	0	50,000	
会 議 費	960,000	591,029	368,971	三役、理事、常任幹事会
印刷通信費	500,000	38,560	461,440	
機関紙発行費	450,000	454,535	△4,535	ほくえつ印刷費、雑費
地域関連費	150,000	115,080	34,920	地域同窓会関連
クラブ支援費	400,000	247,560	152,440	在校生支援
事 務 費	300,000	58,728	241,272	同窓会室事務用品、備品
メンテナンス料	60,000	52,500	7,500	新会員名簿追加（第一印刷）
雑 費	30,000	0	30,000	
慶 弔 費	200,000	0	200,000	創立70年記念寄附金
小 計	5,030,000	3,427,955	1,602,045	
次年度繰越金	3,743,049	3,920,549	△177,500	
合 計	8,773,049	7,348,504		

# 北越高等学校同窓会・会則

- 第1条 (名称及び所在地)  
本会は北越高等学校同窓会と称し事務局を北越高等学校内におく
- 第2条 (目的)  
本会は会員相互の親睦を図り母校の発展に寄与する事を目的とする
- 第3条 (事業)  
本会の目的を達成する為、次の事業を行う  
(1) 総会など本会則に定める会議の開催  
(2) 会報の発行  
(3) 母校の発展と振興を図る為に必要な活動と事業  
(4) 本会の地域同窓会との連携と支援  
(5) その他本会の目的達成する為に必要な事項
- 第4条 (会員)  
本会は次の者をもって正会員とする  
(1) 北越高等学校(北越商業高等学校及び北越高等学校併設中学校を含む)の卒業生  
(2) 前号に定める者のほか、本校に在籍した者で会長の承認を得た者  
2、北越高等学校の現職員及び旧職員については特別会員とする
- 第5条 (名誉会長及び顧問)  
本会に名誉会長及び名誉会員並びに顧問を置く事が出来る
- 第6条 (役員)  
本会に次ぎの役員をおく  
(1) 会長、副会長、理事
- 第7条 (役員)  
(1) 会長1名  
会員の中から理事会において選考し総会で承認を受けた者とする  
(2) 副会長5名以内  
会長が理事の中から指名する  
(3) 幹事長1名  
会長が副会長の中から指名する  
(4) 理事15名以内  
会長が常任幹事の中から指名する
- 第8条 (監事)  
監事2名を会長が指名する  
監事は会計を監査する
- 第9条 (任期)  
三役、理事、常任幹事、監事の任期は2年とする、但し再選を妨げない後任選出者の残余期間を務めるものとする
- 第10条 (役員の仕事)  
役員の仕事は次の通りとする  
(1) 会長は本会を代表し会務一切を統括する  
(2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する  
(3) 理事は専門部会の運営を行う
- 第11条 (幹事)  
本会に幹事をおくものとし卒業年度毎に若干名を選出する  
2、幹事は同級生及び同期生の情報収集を行う  
(常任幹事)  
本会に常任幹事を置くものとし幹事の中から選任する  
2、常任幹事は事業の運営を行う
- 第12条 (会議)  
本会の運営に関する事項を審議するため、次の会議を開催する  
(1) 総会  
(2) 三役会  
(3) 理事会  
(4) 常任幹事会  
(5) 上記のほか会長が必要と認める会議
- 第13条 (総会)  
総会は原則として毎年1回開催し次の事項を審議する  
(1) 事業報告及び決算に関する事項  
(2) 事業計画及び予算に関する事項  
(3) 会則に関する事項  
(4) 役員選任に関する事項  
(5) 上記のほか本会の運営に関する重要な事項
- 第14条 (諸会議)  
三役会及び理事会並びに常任幹事会は必要に応じて随時開催し次の事項を審議する  
(1) 総会に付議する事項  
(2) 総会から委任された事項
- 第15条 (幹事会)  
(3) 上記のほか会長が必要と認める事項  
幹事会は必要に応じて会長が召集する
- 第16条 (議長)  
第13条に定める会議は会長が召集し議長となる
- 第17条 (議決)  
第13条に定める各会議に付議された案件については、出席者の過半数をもって決するものとする
- 第18条 (専門部会)  
本会の運営に関する専門的な事案を審議するため、次ぎの部会及び委員会を置く  
(1) 総務部会  
(2) 企画部会  
(3) 情報部会  
(4) 総会実行委員会  
(5) 前号に掲げるものその他会長が必要と認める部会及び委員会
- 第19条 (事務局)  
本会の事務を処理する為に事務局を設けるものとする  
2、事務局は学校側と同窓会側それぞれより選出する但し学校側事務局員は学校長の推薦者とする
- 第20条 (会費)  
正会員は本会の定める終身会費を納めるものとする  
第21条 (慶弔)  
本会に関わりのある慶弔は正副会長会議で決定する
- 第22条 (報告)  
正会員は転居、転職、改姓その他異動があった時は本会に通知するものとする
- 第23条 (会長専決)  
この会則に定めるものその他本会の会の施行に關して必要な事項については、会長がこれを定める
- 第24条 (事業年度)  
本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする  
平成15年8月22日改定  
平成18年9月15日改定  
平成21年9月18日改定

